

○伊勢広域環境組合ごみ処理施設基本計画策定委員会条例

平成 31 年 3 月 27 日

組合条例第 1 号

(設置)

第 1 条 伊勢広域環境組合の新たに整備するごみ処理施設(以下「新施設」という。)にかかる諸事項について、総合的に調査及び検討を行うため、伊勢広域環境組合ごみ処理施設基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務等)

第 2 条 委員会は、伊勢広域環境組合管理者(以下「管理者」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 新施設の安全性、安定性、経済性、効果性及び公害防止基準の環境への配慮等、新施設の基本計画に関すること。
- (2) 新施設整備に伴う各種調査に対する意見、審査等に関すること。
- (3) その他新施設の整備に関して必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 地域住民
- (5) その他管理者が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。